

民主化する文化財

－ 第2次大戦後から高度経済成長期の文化財保護と市民－

山内 利秋

Democratization of Cultural property

-Protection of Cultural Properties and citizens over the high economic growth period after World War II-

Toshiaki YAMAUCHI

Abstract

After the end of the war, the spread the concept of cultural property in post-war Japan, had an important meaning to citizens involved in commerce. In the confusion of that period, cultural properties needed to be protected by a new system. However, this had a negative effect on the wealthy. Traditionally, the wealthy layer had a monopoly on high culture, but now there was also a layer of the new wealthy.

It was against this backdrop that the Horyuji Kondo mural fire incident occurred. Subsequently, the Cultural Properties Protection Law was enacted.

Among the post-war education, the influence of the new democratic education ranged in history education. Excavations at the "Tsukinowa-Kofun" ancient tomb was problem-solving approach in conjunction with the community and archaeologists.

These activities are carried out in various places has resulted in the protection of cultural property protection movement later

In the 1960s, in which pollution problems escalated into environmental issues, preservation movement of the historical environment occurred here. There was a connection with the learning activity that an expert practiced in Citizen University "Mishima" faced each other to a citizen directly.

Key words : Cultural property, Protection of cultural property, Education of history, Education of problem-solving approach

キーワード : 文化財, 文化財保護, 歴史教育, 課題解決型教育

はじめに

文化財という言葉について、法令上は文化財保護法または文化財保護条例によって定義され、指定または登録された対象を指している。国民共有の財産、すなわち文化財の有する価値は、金銭的価値とは別に公共財としての価値を有するという前提にあるので、国は文化庁、地方自治体では教育委員会下での専権的事項、文化財保

護行政として担われてきた。一方で、そうした枠には当てはまらない対象が存在する。これは法令上の指定・登録措置を受けておらず、専門家からは「未指定」と呼称されている対象である。

これら未指定の対象は将来的に指定・登録措置を受けられる可能性もあるが、現今ではそれに見合わないとされているものである。そしてどちらかと言うと、主に美術工芸品に多い希少性や時代の代表性といった価値認識より

も、地域性の強い、コミュニティの歴史文化・自然環境を象徴するような価値観に近いものが多いと考えられる。従ってこれら未指定の対象は、現状では数量が比較的多かったり、改変や変形される事で真正性(authenticity)よりも現代社会の中でその意味を再編成されつつ、遺存しているケースが多い。

第2次大戦後の文化財保護行政において、文化財はその範疇に嵌入されるべき対象の枠組みを徐々に拡大してきた。これは文化財に対する評価が研究サイドで進展したのみならず、国民・地域社会の中で段階的に受容・理解されてきたからであると考えられるが、それでも「未指定」とされる対象は極めて広く、そして時代の変化によって再生産されるものでもあろう。例えば東日本大震災において「思い出の品」とされた対象は、その存在する意義が認められてはいるものの文化財ではないし、それどころかコミュニティの思い入れが強い歴史的な建築が解体され、様々な貴重な道具類が破棄される事は普通にある。

翻ってみると、保護される対象としての文化財という概念は、決して研究者の学術的評価のみで決定されている訳ではなく、第2次大戦後の我が国の社会の動向に乗じて、特に国民・市民からの評価を獲得し、範囲を拡張してきたのではないかと考えられる。戦後の文化財保護の歩みと、文化財に対して市民がどのように関与してきたのかを理解していく事は、専門家の視点のみから捉えられ勝ちであった文化財概念の拡大と評価を再認識し、大きく変化しつつある日本社会における、これからの文化財保護を理解していく上で重要である。本論では特に、終戦直後に発生した文化財概念の開放と、民主社会における郷土の理解、さらには高度成長期における市民と文化財の関係に焦点を当ててその変化を理解していく。

終戦直後の文化財保護に生じた問題

第二次大戦後からの、文化財保護法成立と文化財概念の拡大について確認しておきたい。

昭和25(1950)年の文化財保護法が制定された直接的な切っ掛けは法隆寺金堂壁画の焼失であるとされるのが一般的であるが、終戦直後から法制定に至るまでのプロセスは一様ではない。こうした論点の経過は終戦直後の国会衆参両議院において展開された、文化政策に関わる議論からうかがう事が出来る^{註1)}。

戦災によって経済状況が破綻し、極端なインフレーションの発生によって税制が崩壊した終戦直後の混乱期の日本においては、戦前の国宝保存法や重要美術品の保

存に関する法律では、個人所蔵が多かった「国宝」の管理不全や流出を防ぎきれない可能性があった。また予算に対して国宝認定数が多すぎたため、国宝個々の管理に対して十分な予算が行き渡らない状況、さらには行政機構の未整備や、指定物件所蔵者の財産権と公共財としての国宝の位置付けの明確化を、新憲法下の文化主義において定義付ける必要性が高かった。そこで、新しい文化財保護制度によって保護対象を拡大して旧法の不備を補うとともに、行政内部でも担当部局を一元化する等の方針を打ち出したのであった。具体的には国宝保存法で指定されていた「従来の国宝指定数が多きに過ぎ、また質的にも玉石混同のうらみありとの風評」もあった事から(宮地1950:p27)、全てを重要文化財として位置付けし直し、新たに「国民の宝」となる対象を新「国宝」としている。

この時代では国によって買い上げられたり史跡公園として整備される事の出来た文化財は限られ、また公開制度が未整備であるのと博物館等の展示施設も全国的に存在する訳ではなかったので、極めて高い価値を有しているものの制度上「未指定」の文化財が多くあり、さらにはその存在すら明らかになっていないものも多かった。特に華族層や文化財保護制度の埒外にあった皇室の財産として管理されていた物品は、これら未指定の文化財として多く含まれていたと考えられる。終戦直後の国家と文化財所蔵者の経済状況に関わる問題は、日本国憲法とそれ以後に諸制度が整備されるまでの期間において多く発生している。

国家財政収入の確保を目的として昭和21年10月に戦時補償特別措置法、そして11月には財産税法が制定された。2つの法は資産課税を目的とした一回限りの臨時税であり、金銭に換えて物納(国債・地方債・社債・株式等及び動産・不動産)が認められており、加えてGHQ/SCAPの強い指導によって皇室財産も課税対象となった(大蔵省大臣官房地方課2000)。25~90%という高税率の累進課税である財産税は、それまで非課税特権を持ち、資産を多く有してきた資産家層にとって極めて大きな負担となり、没落を招いたとされている。この結果皇室や旧華族が近世以前より所蔵してきた美術工芸品などの動産、歴史的建造物・庭園といった不動産が手放される事となった。また財閥が有した動産中の国宝や重要美術品等はGHQ/SCAPの指示によって構成された持株会社整理委員会によって国立博物館へ売却するように指導されたものの、博物館の買収資金には限界があり、散逸するものも少なくなかった(広田1995:p136)。

こうした問題は、昭和22年に開会された戦後第1回国

会の文化委員会から議論されている。8月5日に開催された衆議院での同委員会第3号では、委員である受田新吉議員（当時無所属、後に社会党→民社党）から質問が出され、これに対して、政府委員である柴沼直文部事務官が回答している（衆議院事務局1947：p.20）^{註2)}。

受田「文部省當局に伺います。古美術品の重要美術品の保護ですが、皇室財産が財産税に取立てられて、御物などが國家の歸屬に歸したいという場合や、これに續いて、陛下の御所持品とか、御下賜品などが民間に下賜された場合、それが財産税を納めねばならぬとか、もしくは非常に没落して巷間に賣出されている。この間も明治天皇の御証文がついた御領品などを、どこやらの骨董屋に出されたということを新聞で見たのですが、こういうことが頻々に行われて、この機会にわが重要な古美術品が外國に持ち去られるおそれはないか。このどぎくさにまぎれて日本の國賽的な對象物が失われるということは。私非常に遺憾にたえませんので、文部當局は古美術品に對する對策について、どういふ考えをもつておられるか、この點についてお伺いいたします。」

柴沼「お話の通りの事實を、私ときどき耳にするのでありますが、實は財産税の關係もありますし、またこれを正規の方法によつて賣りました場合の所得税の問題も絡んでおまして、場合によるとやみに隠れてどこかの外國人の手に知らない間にまわつていくというようなことが、どうもあるように聞いておるのであります。われわれとしては全能力をあげてそれらのものを追跡とでも申しますか、その行方を探ることをいたしておるのでありますが、所得税法の扱いなり、財産税法の扱いなりについて、現在やつております以上に、特別な扱いを税務當局に求めた方が、むしろこういうことを根絶する理由の一つになるのではないかとさえ考えまして、實際そういう點についても再三相談いたしておるのであります。所が、これは私もあまり詳しく知らないのでありますが、たとえば賣りました際に、賣つたこと自體には税金は何もかからないのであります。先に行つて一般的の所得税として場合によつて九割とか九割五分もとられてしまう實際の場面が出てくる。少くともわれわれとしては、國立博物館に賣却した際は、そういう所得税によつて買取りを邪魔しないようにということを希望して、いろいろと今申し出て研究を願つておるのでありますが、今のところ、ちよつと税務當局のお考えはむずかしいようでございま

す。」

皇室財産に関しては制定されたばかりの日本国憲法88条、すなわち「すべて皇室財産は、國に属する」という規定に則り國家に移管された。帝室博物館とその収蔵資料は文部省に移され、憲法の発効する昭和22年5月3日に公布施行された「国立博物館官制」（昭和二十二年政令第八号）によつて、文部大臣が所管する国立博物館として設置された^{註3)}。もっとも、当時は「宮内省の財務担当者としても、博物館が宮内省にあって予算も少なく新しい事業ができず、（中略）適切な所管下で当時合言葉となつてきた文化國家建設のために活用される方が、司令部もこれを望むだろう」という考え方があり（東京国立博物館編1973：p.588）、博物館運営の実務レベルでは新体制の方が好都合であつた。

この時期、文化財・古美術品等に対して華族や財閥等の旧來の上流階層ではない人々が関与する事に関しては、国会の中でも否定的な意見がある。新円切替と同じ時期に出現した新たな資本家層である「新円階級」が、流出した資産を買い取るという事例が表面化していたが、旧子爵で貴族院から戦後参議院議員となつた三島通陽は、第1回国会の参議院文化委員会観光事業に関する小委員会の中で、次のような発言をしている（参議院事務局1947：p.9）。

三島「それから今度財産税などで國寶等を所有していた人が所有ができなくなつてしまつて、轉々と人に渡つて行つて、（中略）、これを愛護する氣持というようなものがまるで變つてしまつて、例えばここに徳川家の立派な國寶がある。これを徳川家が所有しておられる場合には、非常に大切に愛護されて子孫に傳えられるであろうけれども、これを全然見ず知らずの他人の新圓階級なら新圓階級の人が持つたというような場合には、その愛護の仕方が違つて來るのじやないかというようなことが心配される（後略）。」

三島の発言からは、それまで旧來の資産階級層が独占していた美術工芸品の所有・保存に関する不安な意識がうかがえる。一方、三島の質問に回答した文部事務官（社会教育局文化課）の兵藤清は、文化行政にある立場として三島が持つ懸念には同意しながらも、國宝・文化財を國民に対して開放していこうとする姿勢を明確に打ち出している。

兵藤「現在におきましては國寶と言うと、なんだか非常にこわい物のように感ぜられ、特別なもののように考

えられておりました、國民に親しみというものがない状態であります。今後は我々の文化財であるという、そういう觀念を國民一般に持たせるよう、所有者に対しても單にそれを死藏しておくだけでなく、一般に公開して國民に親しませる。それと共に所有者に対しては、何らかの特権を與えてやるという方向に進めて行きたい」(参議院事務局：p.9-10)。

この兵藤の發言には、新時代に相応しい文化財保護制度改革を目指し、すでに昭和21年6・7月に2回にわたって開催された古美術保存懇談会で文部省当局自らが指摘した問題点が背景として存在している(文化財保護委員会編1960a：p.97-99)^{註4)}。三島と兵藤のやり取りからは、文化財の保有に対する守旧的立場を持つ側(すなわち伝製品として相続してきた者や第2次大戦前からの収集家である資産階級層)と、法令によって指定されるべき文化財に公共性を持たせ、國民に文化財への関心と理解を求めようとする立場の側との相違が明らかになっている。

戦前における資産家層にあったハイ・カルチャーの存在とその崩壊について、実際に同時代に存在した人物として小林一三(逸翁)の視点は興味深い。阪急グループの創始者であり大臣と公職追放を経験し、膨大な著作物を執筆した小林は、宝塚歌劇団を結成した大正初期に江戸・明治期以来の資産階級層にあった茶会サークルへ、実業家としての成功とともに参入していった。しかし、満州事変の頃から財閥への批判が高まり資産家層の閉鎖的なエリートサークルも崩壊していく。そして戦後、彼ら実業家層は財産税の導入によって凋落していく(永谷2011：p.71-77)。

戦後公職追放にあった小林は閑居して茶道の世界にありながら、新円階級が参入して状況が変化していった茶道界においても守旧的な流派を保持しようとする茶人達についてこう批判している(小林1986)。

「こういう時代こそ家元の責任としても旧体制を切り替えて時代にふさわしいお茶の行き方を工夫し、改革し、そしてその精神によって新円階級を指導するはもちろん、我々旧(ふる)い茶人達の在り方にも訓示すべき時だと思っている。」(p.20「新茶道問答」)

小林は古い世代に属しながらも、新円階級の勃興に対して単に保守的な姿勢をみせるのではなく、時代の変化に柔軟に対応していくべき態度を説いている。旧世代の資産階級層に集められていた優れた茶道具を含む美術工

芸品は、市場に拡散してしまった。これはかつて日本に存在したハイ・カルチャーの終焉を意味している。しかし、広く國民がこうした道具に触れる機会をつくるとするのならば、戦前とは別の方法で美術工芸品を集積させていく必要がある。それには限られた国立博物館ではなく、地方に多くのプライベートミュージアムを創出する手助けがこそ重要であると言う。

「國民の力とは、個人の力を充分に利用して発酵せしむる力である。個人の力の範囲内には、純、不純、時に我利私慾もあるであろうが、美術品の蒐集というのが如き趣味生活の結晶が、やがて自己の道楽を離れて社会性、公共性に順応する時がきたならば、大なり小なり、自己を捨てて、社会公共への奉仕に変わりゆくものである。」(p.239-240「文化財保護法をめぐって」)

ここに、文化財という概念が資産階級層や社寺に独占されていた状況から開放され、國民一般へより近づいていく画期が存在しているのがわかる。すなわち、写真によって記録-出版される事で美術さらには文化財概念が國民の間に形成され(岡塚2000：p.147-161)、皇室博物館で展示公開されるようになった明治期に次ぐ段階として、文化財が民主化されていく途中の過程が確認出来るのである。

新しい文化財保存政策につながる立法化は、国宝保存法(昭和4年3月28日法律第17号)を柱に重要美術品等の保存に関する法律(昭和8年4月1日法律第43号)、さらには史跡名勝天然記念物保存法(大正8年4月10日法律第44号)を付加して改正が検討されていった。しかしながらGHQ/SCAPは文部省が改正案を作成することに対しては賛成しなかったという(文化財保護委員会1960a：p.99)。こうした事が、後に文化財保護法の議員立法化につながったと推測される。

文化財保護政策に関わる議論は、美術工芸品の流出問題だけに限らない。当時、海外資産や産業競争力が失われて貿易手段が凍結している状況において、占領國民を中心とする日本観光が外貨獲得の手段として注目された。同じ第1回国会文化委員会第3号の中で説明委員として出席している飯島稔厚生事務次官は、国立公園と、その中に存在する、史跡名勝天然記念物保存法によって指定されている諸物件との関係を説明する中で、国立公園の観光分野への活用について触れているが、被爆地である広島・長崎での状況を「戦争による成果」として視察しようとする機運が外国人の中にはあり、これらの土地が雲仙国立公園や整備計画のある巖島を含む瀬戸内国

立公園と近い事から、「科学力と同時に自然風景に親しませて、日本の国土は破壊されておりますけれども、なお秀麗なる、世界に誇示すべきものがあることを認識」させようとする「文化経済的な使命」がある点を述べている(衆議院事務局1947：p.19)。

当然、国立公園内にある史跡・名勝・天然記念物は観光資源としての位置付けを担う訳であり、戦後の文化財保護制度には当初から保存のみならず観光への活用という側面が含まれていた事が明らかであると言える。

そして文化財の所有、さらには保護に対する意義と認識、そして文化財の枠組み自体が終戦後の価値観転換において大きく拡がっていった点を象徴する出来事が、同じ第1回国会の中で度々取り上げられている。すなわちそれは、日本の歴史を科学的に実証しようとした調査研究としての、静岡県登呂遺跡の発掘調査であった。登呂遺跡の調査状況は国会においても刻々と報告がなされている。戦時中は硬い口を閉ざしていた考古学者達の手で次々と目の前に現れてくる歴史の証は、後に埋蔵文化財と呼ばれる事となる土地に付随した文化遺産の高い価値を知らしめた。

第1回国会の後、文化財に対する議論は個別の指定物件への予算支出をめぐる議案となった。予算不足の中で戦時中の様々な影響を受けた文化財の保存修復に関わる費用捻出は、極めて困難であったという(文化財保護委員会1960b：p.40-42)。

そうした中、昭和24(1949)年1月に法隆寺金堂壁画が焼失した。文化財保護制度改正を巡る議論がここへ来て加速する事となる。

再形成されていく郷土・文化財

終戦直後から画策されていた新時代の文化財保護政策にかかわる動向は、参議院所属議員らによって組み立てられた文化財保護法案として昭和24年5月に第5回国会に提出されたものの、衆議院で審議未了となり、修正を経て翌25年4月の第7回国会で衆参両院にて可決された(昭和二十五年五月三十日法律第二百十四号)。法隆寺金堂壁画の焼失は、国民に文化財保護の必要性を訴える絶好の機会となった事は確かであろう。メディアの限られていた時代、新聞報道やニュース映像の影響力は現在よりはるかに強力だったと考えられる。

ただこの法隆寺の事件は国民に対してのみ、その合意を得る手段となったのではない。保護法の作成に深く関与し、説明書である『文化財保護法詳説』を記した竹内敏夫・岸田実はこの事件の背景として、寺院側が所有権

を背景にした信仰上の理由から保護行政の関与に対して種々の主張をしてきた点(文化財の所有権と保存行政との対立)、従来の行政機構が貧弱で合理性を欠いた組織形態であった点(文化財保存行政機構の不明確)の存在を問題点として挙げている(竹内・岸田1950：p.20-22)。

本文でも述べられているように、修復に公金の支出を伴いながら「信仰上の理由」が強く主張されそれを認めてしまう事は、憲法89条すなわち宗教上の組織若しくは団体の便益に対する公金支出の禁止という規定に抵触する恐れがあった。さらに予算不足も重なり、国立博物館の保存修理課長であった大岡実は「法隆寺の金堂炎上前から保存事業の予算を取るのにわれわれは苦心惨たんした」と述べている(文化財保護委員会1960b：p.40-42)^{註5)}。そうした最中であって、「これ(焼失事件)が与えた衝撃が大きな動因となっ」た事は間違いなからう(文化庁2001：p.19)。

かくして、文化財保護法は日本国憲法制定以後に作成された諸法の一つとして成立し、現在まで文化財保護制度の根幹として機能しているのである^{註6)}。

ところで、文部省は教育基本法(昭和二十二年法律第二十五号)、同時期に学校教育法(昭和二十二年三月三十一日法律第26号)、さらには社会教育法(昭和二十四年六月十日法律第二百七号)と、教育の根幹に関わる法を次々と制定し、文教諸政策を推進していった。この時期、社会の激変期において国民は自らのアイデンティティを日本の歴史の中に求め、学校教育・社会教育双方に郷土教育という考え方が強くなり、市民の歴史や文化財に対する関心が高くなっていった。石部正志はこの時期、登呂遺跡調査等の考古学界の動向とは別に「全国各地の中学・高校の社会科クラブや個人によって空前の発掘ブームを現出した。これはかつてしばしば行なわれた古墳の盗掘などと違って、社会の真実、ほんとうの郷土の歴史を、みずからの手でたしかめようという一定の民主主義的欲求と、そうした態度を教育の分野で保証する教育改革の成果であったといえる。こうした流行は、文化財保護法で発掘届出規制が行なわれる一九五〇年ごろまでつづいた」と述べている(石部1971：p.196)。

郷土教育自体は第2次大戦前から存在しているが、戦後民主化のムーブメントにおいて、以前とは別の側面を帯びて展開された。そこには、戦争で崩壊した日本人としてのアイデンティティに飢餓感を有していた国民の希求が背景として存在している。あるいは法隆寺金堂壁画の焼失報道に国民が失望し、一方文部省は戦後の文化財保護制度の確立に追い風とした機運もここにあるのかもしれない。そうした状況において、遺跡とそこから出土

する「考古学的成果」は、それまで美術工芸品が主体であった国宝という対象を縁遠く感じていた国民にとって、自らの問題意識でもって始めて手で触れる事が出来た「社会の真実」たる文化財であった。

そして、石部が言う保護法が成立した昭和25年頃までの流行の後になって、専門的な歴史研究者が地域社会へ関与してきた。歴史学における科学運動の中で展開された、石母田正らの主導した国民的歴史学運動がそれであり、彼らの活動は労働者の学習サークル活動を組織し、教師達の教育実践として拡散される事で、日本の文化・思想・教育についての議論の中心点の一つであった民族の問題に対し、歴史学者・歴史教育者がどうかかわっていくのかを明確に表明する動きであった(村井1985:p.24)。当時実際に国民的歴史学運動での活動に末端で関与していた吉田晶は、戦後民主化に向かったばかりの日本に発生した「逆コース」の動向に対して、若手歴史研究者が感じた危機感から発生した運動であると述べている(吉田晶・大山喬平2011:p.16-20)。

昭和28(1953)年に行なわれた岡山県月の輪古墳の調査は、国民的歴史学運動の中核であった文献史学研究者達とは微妙に動向を異としていたものの、歴史科学運動を背景に実践された考古学的な地域社会への関与であり、自らのアイデンティティを形成する村の歴史を自らの手で明らかにしようとしていた地域社会の人々の「大学学習運動」であった(近藤・中村2008)。国民的歴史学運動に端を発する地域活動は昭和30(1955)年で終わりを告げる。これは民主主義科学者協会歴史部会が解体していった事が原因であるが、その活動への評価は基本的に政治主義的であった点が批判される一方で、月の輪古墳調査でみられたような個別の取り組みに対しては成果とされている(村井1985:p.29^{註7)})。だが、歴史学研究者にとってはそれで終了したとしても、学習主体者である地域住民にとってはまた別の動向がある点は忘れてはならない。

月の輪古墳での住民との協働調査が「(大戦前からの飯岡村にあった)民主化闘争の伝統、戦時下における植民地主義への反省、逆コースへの危惧」を背景としたものだとともに「近隣住民が発掘活動に労働力の提供者として参加するのではなく、知の創造主体として参加するという、知の創造をめぐる新たな協働の可能性を模索することにつながった」(小国2003:p.8)のは確かであった。それは月の輪古墳調査の後、昭和33(1958)年に行なわれた佐伯ダム反対闘争において住民が実践したのが「月の輪方式」の住民学習、すなわち専門家の協力のもと科学的な調査を実施し、さらにはかつての土地の情報を持

つ高齢者からの聞き取りを得てこれらの結果を調査報告書としてまとめるというスタイルであった(近藤・中村2008:p.83・84)。この報告書はダム建設に対して、より有効な対案として提示され、最終的には建設そのものを阻止するに至った。飯岡の住民達が月の輪古墳の調査で学び取ったのは、学習の方法そのものである。

人々は「村の歴史の真実をみずからの手で明らかにする」という課題を持った上で、その解決手段として考古学者から直接、学習手段として遺跡の発掘調査という方法の存在を学び取ったのであった。昭和22年、及びその改訂版の26年の学習指導要領ではジョン・デューイの経験主義を基盤とした問題解決学習によって単元学習指導が行われており、この時代各地で教育実践が行なわれていた。ある空間の状況が時間経過とともに変化し、その成果が視覚的に理解しやすい考古学的な遺跡調査手法は、まだ学術的な発掘そのものが珍しい時代であり、さらには古墳の主体部そのものが遺っていた事も手伝って、参加型学習として住民に学習方法とその成果を提示するという点においても好都合なスタディーモデルになったと考えられよう。飯岡村でのこの問題解決型の学習活動は、月の輪古墳調査とは別にその前後の時期において地元福本中学校でも行なわれている(白井2014:p.67-78)。また月の輪古墳の発掘調査報告書が刊行された昭和35(1960)年以降も「月の輪祭」等の住民参加の取り組みとして継承され、さらに現在再び生涯学習と学校教育の連携において活用もされている。

だが、これらの取り組みは、文化財保護に関与する事になる次の学習活動にはつながらなかった。それにはいくつか理由があると考えられるが、推測の域を出ない。しかしながら同様な郷土復興を目的とした住民学習において、研究者から学習方法を学び、後に文化財保護活動をも含めた地域課題解決につなげている事例は公民館など社会教育活動の中にも存在する(宮崎2001:p.129-133)。戦後の社会教育活動の中には多くの実践的活動が存在し、昭和37(1962)年の沼津・三島コンビナート建設反対運動の基盤ともなった庶民大学三島教室(昭和20~23年)は、「敗戦後の比較的早い時期に、当時の国民が求めている「日本における民主主義のあり方」についての基本認識を最も徹底して提供し、同種の実践の全国的展開の先導的役割をはたした」(笹川1986:p.117)。またこの庶民大学には丸山眞男や石母田正も参加しており、石母田が後に国民的歴史学運動を活動させた際には大きな影響を与えている。

従って次の高度経済成長期に発生した環境問題と、さらに後にはその一部として理解される事になる文化財保

存運動に各地の住民が深く関与していった背景には、住民が地域社会の課題としてこれらを受け止め、さらに問題を解決する手段である住民運動の中で実践された諸プロセスを、昭和20年代において学習活動経験として経ていた事が大きい。ここに環境問題と文化財保存運動が融合しやすい背景が存在していた点を改めて理解しておく必要がある。

地域社会の歴史に関わる文化財の破壊が危機として理解されるようになった背景には、一部の専門家だけでなく、第2次大戦前から推進されてきた「郷土」に関わる研究・教育活動が国民の中に浸透し、戦後になって多くの地域研究者が排出された後も、特に彼らが教職を得る事で土地の歴史文化の価値を評価し、広く市民に対して周知化していく一方で理解者を増やしていった点が多い。埋蔵文化財に関して言うならば、戦時期に抑制されていた研究者による考古学研究が、登呂遺跡の調査によって国民の歴史に対する関心へと一気につながった。各地で必ずしも専門性があるとは言えないような発掘調査までもが行われるようになったのも、好意的には国民が自らのアイデンティティを探し求めようとする好奇心と学習への姿勢から出たものだろうか。これについては先の石部正志の文章からも理解出来る。

戦後の文化財保護制度には発掘調査の届出制が文化財保護法の成立当初より定められているが、これは終戦直後の数年の間にあった、無秩序な「調査」の抑制を1つの目的としている。また、昭和23(1948)年頃には住宅問題が発生し、戦災復興計画が動き出した事もあり、新たな都市計画にかかる区画整理や道路拡張等が主要都市で一斉に行なわれるようになった。従ってこの時期、それに伴った遺跡破壊が目立つようになってきている。

「敗戦後、空襲による戦災の痛手が回復に向かうにつれ、とくに堺市周辺では道路建設、埋立用の土砂採取と、宅地需要の増加傾向のため、仁徳陵を中心とする百舌鳥古墳群に点在する私有地の古墳に破壊が集中しました。

(中略)

昭和二三年頃から、戦災の復旧と住宅用のため、壁土採取などで小規模に始まった古墳の破壊は、やがて、道路建設、埋立用などの土砂採取用に古墳があてられ、たくさん甲冑や数百本の刀剣、立派な金銅装の帯金具を出した七観山古墳(履中陵の陪塚)、滑石や蠟石で作ったお祭り用の玉類などをおびただしく出したトンボ山古墳(御廟山古墳の陪塚)、百舌鳥古墳群の成立の謎を解くカギをにぎっていたと考えられ、反正陵よりも大きい前方後円墳であった大塚山古墳(全長約一八〇米)、古墳と寺院址と戦国時代の城砦と三つの時代の遺跡が複合してい

た城ノ山古墳などが次々と姿を消していきました。

この頃は、土木機械もなく、車輛も不十分であったため、堺市街地のすぐ近くにある大・中・小の古墳が絶好の土砂採掘源として集中的に狙われたのでした。」(堺・高石から公害をなくす市民の会編1971:p.62)

さらには特需景気を経た以降の時期には日本が主権とともに戦後復興から回復していく時期でもあり、国土の再開発が広く望まれていた。従って届出制の法制化は、不完全ではありながらも当時の埋蔵文化財の破壊に対して最低限度でも法規制を行なったものであり、分布調査が各地で行なわれて遺跡地図が作成された事によって、膨大な埋蔵文化財包蔵地の存在を明らかにするための切っ掛けともなった。しかしそれ以上に、列島改造に象徴される高度経済成長期は、各地で国土開発の波が押し寄せたのであった。この結果、我が国の風土において醸成されてきた歴史的建造物・街並み・集落の破壊や有形文化財の散逸、埋蔵文化財の破壊、そして地域コミュニティにおける伝統の消失といった、長い歴史の中で蓄積されてきた文化の断絶に直接的につながる、多くの課題を生じる事になった。

大阪府堺市、百舌鳥古墳群の中心にあるいたすけ古墳の保存問題は、高度成長期の開始期にあたる昭和30(1955)年に発生した。これに対して危機感を持った若手研究者達は翌年に青年考古学協議会を立ち上げ、全国的な保存運動を展開した結果、敷地の買い上げに成功している。この活動には多くの市民が賛同して保存運動に加わった。「保存のために文化財としての価値を国民に是非理解してもらわなくてはならない、ということで、研究者としての学問的な立場が正しく民衆の側に向けられるよう努力されつづけたことと、それによって急速に高まった全国的な世論、日教組を中心とする教師、労働者、地元堺市民の支持を結集し」、「研究者が利己的な立場でなく、民衆の側に向いていることによって、大きな力を引き出せることを立証し」、「公害反対運動についても大きな示唆をもつもの」(堺・高石から公害をなくす市民の会編1971:p.62)とされているように、国民的歴史学運動や「月の輪方式」、さらには庶民大学三島でみられたように、このいたすけ古墳保存運動では地域社会の課題解決を目的に掲げ、文化財がこの地に存在するという歴史的な因果関係の理解と、それを基盤にした解決方法の提言を目指した住民と専門家との緊密な対話と相互理解からなる学習が行なわれたのであった。

開発と歴史文化の保存の狭間

昭和35(1960)年頃からの、主として高度経済成長期後期において、我が国は矢継ぎ早に国土開発計画を展開した。昭和37(1962)年には「地域間の均衡ある発展」という理念と「国民所得の倍増の実現」を目指した全国総合開発計画の閣議決定と新産業都市建設促進法の公布、翌年には「市街地周辺地域における住宅市街地の開発」を目的とした新住宅市街地開発法、さらに昭和43(1968)年の新都市計画法と44(1969)年の都市再開発法など、産業振興と国民の生活基盤整備を目的とした諸政策が計画・施行されている。

一方で、経済的な価値観を優先するあまり深刻な公害被害が生み出されたのはこの時期の暗い部分でもあって、住民運動と世論の高まりの末、ようやく対策が行なわれたのであった。70年代初めまでは環境問題と公害問題は同じ問題として捉えられ、住民運動も行政による対策もその方向性で動いていた。しかしながら、住民は自然環境の荒廃にも視野を広げ、自然保護運動が発生する。さらにここから環境の文化価値が重視されるようになり、歴史的環境の重要性に辿り着いていったのであった(甘粕他1976:p.6・7)。確かに昭和46(1971)年の『堺・泉北の公害』では公害問題テキストとして編集された同書の「あとがき」の中で、「遺跡問題を含める点については、若干の討議が行われました。公害問題を「地域開発」の面からとらえ、臨海コンビナートによる地域住民生活の破壊を全体的にとられる立場から、これらの問題をも含めることになったものです」と書かれており(堺・高石から公害をなくす市民の会編1971:p.211)、この本がまとめられた70年代初頭では、まだ歴史的環境問題と公害問題とでは若干の温度差があり、しばらく後にそれが受け入れられていった様子がこの文章からわかる。

明治期以来、日本美術の発見と社寺行政からはじまった文化財保護政策は、文化財の価値を対象そのものの単体として捉えてきた。それがこの時代になって歴史的風土や景観が一体的な存在として看做されるように国民の視点が深化していった事で、面的な広がりをもった価値が評価されるようになったのである。「点から面へ」という言葉は文化財保護行政においてしばしば使われる言葉であるが、後の昭和50年の文化財保護法改正は、特に高度経済成長期後期の日本の国土が大きく変化していった姿を反映したものであったと言えるだろう。

文化財保護法は制定以後、昭和29年に最初の大きな改正を行なっている。この時には重要無形文化財の指定制度の創設、民俗資料の有形文化財保護制度からの独立、埋蔵文化財制度の整備等が行なわれている。有形文化財から切り離された価値を有した文化財への認識が、一つ

は重要な視点である。無形文化財は保護法制定時から存在し、助成措置が講じられるべき選定される対象となっていたが、それが指定される事によってはっきりとした保護につながっていった。昭和50年の保護法改正時に「無形民俗文化財」として分類される事になる民俗芸能は、一般にはまだ現在も使われている郷土芸能という枠の中で認識されていたが^(註8)、昭和29(1954)年の法改正時には民俗資料の中で「民俗芸能」として明記されている。ただし、この民俗芸能を無形文化財として扱うのか民俗資料の中で扱うのかは当時は曖昧なままだった。「民俗の発見」すなわち、民俗資料を有形文化財の中から独立させたのは、「歴史上又は芸術上価値の高いもの(及び考古・歴史資料)」としての価値から「国民の生活の推移の理解のため欠くことのできない」資料としての価値を切り離したという点で大きな価値転換がはかられたと言えるが、これによって文化財が京都や奈良という伝統文化が集中した土地に偏在していたり、寺社・資産家層の所有物としてだけでなく、日本各地の土地土地にくまなく存在しているという考え方が拡がる事となった。

ただ有形文化財にも地域性の評価は一部切り離されずに遺されている。顕著なのは建造物である民家の存在であろう。西村幸夫は、文化財保護委員会が1960年代のはじめに都市化の進展やダム開発などで危機が叫ばれるようになった民家の調査を昭和37(1962)年から実施し、代表的な民家を選んで重要文化財指定するようになった結果全ての都道府県で指定が行なわれたのは、民家に「地方的特色」が重視された結果であり、「それぞれの地方には守るに足る特色が例外なく存在するという認識を明快に示しえた」と述べている(西村1997:p.146・147)。

埋蔵文化財も、昭和29年改正でその位置付けが大きく変化した。保護法制定時には「埋蔵物たる文化財」として有形文化財の一部として定義されていた。すなわちこれは、発掘調査による出土品や伝世品として存在している考古学的対象を文化財の範疇として扱っていた。しかしながら、土中にある包蔵地は有形文化財とは異なった形態であり、さらにこの時期の段階で、すでに土木工事等によって破壊される例が多くなっていった。そこで土中に存在するという状態を埋蔵文化財として分類したのである。

だが埋蔵文化財は「埋蔵文化財」として指定され調査後に保護される事はない。周知の通り包蔵地が指定される際には埋蔵文化財ではなく史跡として指定される。そしてほとんど多くの埋蔵文化財は調査される事によって埋蔵された状態を失ってしまう。ここで「記録保存」という、実際には保存されない概念が生じてくるのである。

明治期以来（あるいは江戸時代においても）、記録化は文化財調査の分野では極めて重要な位置付けにある行為だが、昭和30年前後になると様々な機器の普及が文化財調査にも取り入れられてくる。29年の第19回国会での法改正時には、無形文化財の録音・映像等の記録化による公開が議論されているのは興味深い（衆議院事務局1954：p.15）。この時期、岩波映画によって様々な記録映画制作が制作されており、折口信夫によってシナリオの書かれた『新野雪祭』もそれにあたる。昭和25年の文化財保護法制定時にはそもそも「かたち」が変化する事が普通にある故、保護される対象としては扱われていなかった無形文化財が、この時点で「わざ」を保護対象として考える事になって記録という概念が加わり、さらに記録保存よりもむしろ活用を広く視野に入れて点で注目すべきだろう。

文化財保護法はこの後、およそ20年間法改正がなかったが、その間の高度経済成長期における国土の激変は文化財にも大きく及んでいる。先述した通り埋蔵文化財は開発による破壊とそれに対する歴史的環境の保全運動という点では、他の分野に先行していた。昭和30（1955）年のいたすけ古墳での「市民の勝利」は大きく、その後はこうした開発と破壊が全国で発生すると、平城宮跡の保存運動で見られたように各地の考古学者を中心とした保存運動が展開された。

だが昭和33（1958）年に開始された名神高速道路の建設に伴う事前調査は、記録保存の名の下に行なわれたその後の開発に伴う事前調査で大量の遺跡が破壊される嚆矢となった。この調査では文化財保護委員会と日本道路公団との間で覚書が交わされ、原因者負担方式が採用されたが、これはその後日本住宅公団や鉄道建設公団等の公共事業主体でも採用される事で一般化していった（椎名1994：p.151-153）。この結果調査費用が開発側で負担される事になったため、遺跡は調査後には破壊が前提となったのと、何よりも膨大な数の遺跡調査が行なわれるようになると、いたすけ古墳保存運動以降行なわれていた研究者と市民とが協働する方式は困難になり、また研究者の間でもできうるかぎりの保存を主張する者と記録保存による最大限の記録化を主張する者との間で連帯が失われていった（井関1971：p.151-152）。文化財保護委員会では、遺跡が単に破壊されるのではなく最低限の記録保存としての調査と、原因者負担の根拠ともなる埋蔵文化財包蔵地の分布調査を、昭和35（1960）年から3ヶ年度間に行なっている。その結果全国で約14万ヶ所の遺跡が台帳に登録された（文化財保護委員会1965：p.105-109）。開発に伴う埋蔵文化財の調査件数は昭和34年で118件、

44年には745件と高度成長期には増加し（文化庁1970：p.50-54）、オイルショック後の51（1976）年では1,571件となった（文化庁文化財部記念物課2014）。調査従事者は、昭和30年代終り頃までは調査の「適格者は全国で170名程度とみられ、しかもそのほとんどが学校、研究機関等に勤務しているものであり、一年を通じて調査にたずさわることは出来ない状態であるため、（中略）学校の夏季休暇期間等に集中する傾向があ」った（文化財保護委員会1965：p.108）。その後都道府県で調査担当職員を採用し、45年には121名にまで増加、さらに市町村でも職員を採用した事から51年には1,144名となった（含、外郭団体^{註9)}）。また市民が資料と接する事が出来る施設である歴史系博物館数も、昭和30年度には75館だったが昭和50年度には109館と増えており^{註10)}、これは埋蔵文化財の調査件数増加が一部に反映していると考えられる。

このように高度経済成長期を通じて埋蔵文化財は、公共団体での調査体制が充実していった一方、圧倒的に増大する調査件数と調査費用、その結果生産される膨大な調査データの前に、かつてのように大学と市民とが関与する文化財保護活動としては低調となっていった。

一方、都市計画の中で歴史遺産を再評価する動きが出てくる。一つには明治6年の廃城令以降城として本来持っていた性格が変容していた城郭が、戦災復興計画においては複数の都市で改めて公園として再整備されたという点もあるが、何よりも戦災をも潜り抜けた歴史的な街並みが高度経済成長期に次々と壊されていく状況が目の前にあり、それに対して市民が歴史的な景観を重視して保存運動を展開したからに他ならない。

この時期は大都市への人口集中が増加し、モータリゼーションによって各都市中心部のスプロール現象が進行しはじめている。開発と保存という対立が明確であった60年代前半の京都や鎌倉での市民運動の背景には、彼ら市民を牽引した多くの文化人達の存在があった事は知られているが、「御谷騒動」と呼ばれた鎌倉での市民による保全運動が自然環境と歴史的環境の一体的な保全を意識されたものであった事に典型的なように、歴史文化を守る活動を環境問題と保全活動の一環として認識していた土地は存在していた。ただこの辺りの展開は、先の『堺・泉北の公害』での記述とは異なり、鎌倉や京都といった代表的な歴史文化都市とそれ以外の所とでは、意識形成に時間差があったと考えられる。この段階で従来までの「点」の保存を目的としていた当時の文化財保護法の限界が見えてきた訳だが、昭和50年の保護法改正で重要伝統的建造物群保存地区が加わった理由には、国民が歴史文化の保全を環境問題の一環として広く認識する機運

が高まったからに他ならない。そして保護する範囲が「面」として広がった事によって、そこで生活する人々の「現実の生活と保存との調整」(野呂田1976: p159)が必要となってきたのである。

結 語

第2次大戦後の我が国の文化財保護・保護政策の歩みをみると、文化財が一部の特権的な階級の所有物を意味していた状況から開放され、国民・市民が自身と文化財との関係性を社会の中で学習していく事によって、その裾野を広げていった事が理解出来る。西村幸夫はこうした歩みを文化財の民主化という言葉で表現している(西村1997: p.146)。制度上、個別の文化財指定・登録には行政担当者と専門家の関与が必要となるが、広く文化財の価値を認めるのはこうした専門家の判断よりも、むしろ市民が従来は指定されていない対象に対しても、いかにそれが「文化財」として認めるだけの意味と重要性があるのかを理解し、さらに広く賛同していけるかが必要となってきた。

現在まで続く課題として自治体の文化財保護担当者や文化財研究に関わる大学研究者が、歴史文化環境と地域住民の生活環境との間の調整をどう図っていくがある。かつての「月の輪方式」のようなスタディーモデルの提示による合意形成技術を、専門家自身も身に付けていく事は、これからは必須であろう。文化財個々の分野で言うならば、都市計画に直接関与する事の多い歴史的建造物の専門家や、地域コミュニティに参与観察を行ってきた民俗学系の専門家、さらには博物館における教育普及活動の専門家にはこうした技術が蓄積されている。これらは個々の分野のノウハウであるが、従来の専門分野の枠で理解するのは異なった社会への関与の方法を体得しなければならないというのは、阪神淡路大震災以降、さらに東日本大震災において、災害時の文化資源救済活動を経験した我々研究者が共通して認識した課題であると考えている^{註11)}。

先に取り上げた小林一三の言葉、「こういう時代こそ旧体制を切り替えて時代にふさわしい在り方を工夫・改革し、そしてその精神によって新円階級を指導するはもちろん、我々旧(ふる)い茶人達の在り方にも訓示すべき時だと思っている」という考え方は、第2次大戦後から今日までの文化財保護を考える上で、極めて示唆に富んでいる。

註

- 1: 国会での議事については、「国会会議録検索システム」を活用している。<http://kokkai.ndl.go.jp/>
- 2: 第1回国会における文化財流出に関わる同様な議論は、衆議院文化委員会では第2・3・4・5号・参議院文化委員会では観光事業に関する小委員会第2号での発言がある。
- 3: 『官報 号外(一) 昭和二十二年五月三日』
- 4: 古美術保存懇談会の際に文部省当局が指摘した問題は、「(1) 国宝重要美術品を公開して公共的な文化財としての意義を発揚させる方策、(2) 公開展覧のための美術館、博物館をいかに拡大強化するか、(3) 国宝、重要美術品等の法律を現下の情勢に照らしていかに改正すべきか、(4) 見返り物資として美術品を提供することの可否、(5) 財産税、相続税の課税の可否、(6) 従来 of 国宝、重要美術品の調査方法、指定方法の範囲の検討、(7) 国宝、重要美術品の維持修理、保護施設、保存の科学的研究等の諸問題」であった(文化財保護委員会1960a: p.97・98)。
- 5: この事件を直接的な出火原因のみに矮小化させず、予算不足と利害関係者の合意形成の難しさから生じる構造的要因がヒューマンエラーに陥ったとみる視点は興味深い。一方、藤島亥治郎は施設設備の環境管理と防犯の視点から、法隆寺を含めた国宝文化財の防災を指摘している(藤島1950: p.52)。
- 6: 文化財の「民主化」を考えていく上で、もう一つ重要な点として地方公共団体の権限と都道府県教育委員会への権限委任がある。これは保護制度の充実において必要な仕組みであり、地方公共団体が独自に文化財保護条例を制定し、自治体指定文化財を生み出す切っ掛けとなったが、本論では紙幅に余裕がないために別の機会に譲りたい。
- 7: 佐藤伸雄は国民的歴史学運動の評価として、「未熟な研究者以前の段階にあって、意識過剰の言動をひきおこしたであろう学生たちも、農山村のきびしい生活とたたかいて直接ふれることによって自己をきたえ、さらに運動をめぐる批判と論争の中で歴史学の方法論を身につけていった」事から、優れた教師や在野の研究者を生み出した点を評価している(佐藤1976: p66-72)。
- 8: 星野紘は「郷土芸能」・「民俗芸能」、さらには「地域伝統芸能」を含めた用語の不統一について、「郷土芸能」には明治期以降の都市集中における郷愁の対象としての「地域の過去の生活全体を象徴する歌と踊り」、「民

俗芸能」は第2次大戦後に盛んとなった民俗学研究に呼応して使用された点、「地域伝統芸能」には「地域社会や村社会の経済的振興を視野に入れ」た対象化が存在していると述べている(星野2009:p.99・100)。

- 9: この後発掘調査件数・人員は飛躍的に増加し、調査件数はバブル期ピークの平成2(1990)年に8,536件、さらにそれ以降も景気対策の公共事業が増加した事によって平成8(1995)年には最大ピークの11,738件にまで膨れ上がった。これに伴って地方公共団体(及び外郭団体)での職員数は平成12(2000)年には7,111人(嘱託職員を含む)まで増大している(文化庁文化財部記念物課2014)。この後調査担当者数は減少する。
- 10: 文部省社会教育調査、昭和30年度と50年度の館種別博物館数(登録博物館及び博物館相当施設)。
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/NewList.do?tid=000001017254> (平成27年9月4日確認)
- 11: 重要伝統的建造物群保存地区や民俗文化財の評価が強調された昭和50年の文化財保護法改正以降、災害と文化財の問題が重要視されるようになった阪神淡路大震災～東日本大震災までの文化財への市民の関与については、別稿を用意したい。

引用・参考文献

- 甘粕健・木原啓吉・酒井健・佐藤藤三郎・富山和子1976「座談会 開発と保全」『ジュリスト増刊総合特集4 開発と保全-自然・文化財・歴史的環境』有斐閣p.6～25
- 石部正志1971「解説-文化財保護運動の歩み-」文化財保存全国協議会編『文化遺産の危機と保存運動』青木書店
- 井関護1971「飛鳥保存問題の背景と問題点」文化財保存全国協議会編『文化遺産の危機と保存運動』青木書店
- 大蔵省大臣官房地方課2000『大蔵省財務局五十年史』
- 岡塚章子2000「写された国宝-日本における文化財写真の系譜」『写された国宝-日本における文化財写真の系譜-』東京都写真美術館
- 小国喜弘2003「国民的歴史学運動における日本史像の再構築-岡山県・月の輪古墳発掘を手がかりに-」『人文学報 教育学』第38号 東京都立大学人文学部
- 小林一三1986『新茶道』講談社(底本は1951年発行)
- 近藤義郎・中村常定2008『地域考古学の原点 月の輪古墳』新泉社
- 堺・高石から久尾外をなくす市民の会編1971『堺・泉北の公害』
- 笹川孝一1986「戦後社会教育実践史研究(その2): 第二

- 次大戦後の社会教育実践史における庶民大学三島教室の意義」『人文学報 教育学』21 東京都立大学
- 佐藤伸雄1976『戦後歴史教育論』青木書店
- 椎名慎太郎1994『遺跡保存を考える』岩波書店
- 衆議院事務局1947『第一回国会衆議院文化委員会議事録第3号』大蔵省印刷局
- 衆議院事務局1954『第十九回国会衆議院文部委員会第29号』大蔵省印刷局
- 竹内敏夫・岸田実1950『文化財保護法詳説』刀江書院
- 東京国立博物館編1973『東京国立博物館百年史』東京国立博物館
- 永谷健2011「日本社会における格差状況の歴史的前提-富裕実業家の文化と階層的アイデンティティ-」名古屋工業大学経営工学50周年記念誌刊行会編『経営工学の新たな挑戦 名古屋工業大学経営工学50周年記念論文集』三恵社
- 西村幸夫1997『環境保全と景観創造 これからの都市風景へ向けて』鹿島出版会
- 野呂田芳成1976「歴史的風土保存の動向」『ジュリスト増刊総合特集4 開発と保全-自然・文化財・歴史的環境』有斐閣p.156～160
- 広田四哉1995「旧資産階級の没落」中村正則・天川晃・尹建次・五十嵐武士編『戦後日本 占領と戦後改革第2巻 占領と改革』岩波書店
- 藤島亥治郎1950「文化財保護の将来」『建築雑誌』65巻761号日本建築学会
- 文化財保護委員会編1960a『文化財保護の歩み』大蔵省印刷局
- 文化財保護委員会編1960b『文化財保護法制定前の文化財の保護をめぐる座談会』大蔵省印刷局
- 文化財保護委員会編1965『文化財保護の現状』文化財保護委員会
- 文化庁2001『文化財保護法五十年史』ぎょうせい
- 文化庁文化財部記念物課2014『埋蔵文化財関係統計資料』
- 星野紘2009『村の伝統芸能が危ない』岩田書院
- 宮崎隆志2001「地域づくりと公民館-飯田市竜丘公民館を事例に-」『北海道大学大学院教育学研究科紀要』84 北海道大学
- 宮地茂1950「文化財保護法(案)の概要」『社会教育』5(4) 全日本社会教育連合会p.26-29
- 村井淳志1985「国民的歴史学運動と歴史教育」『教育科学研究』第4号 東京都立大学教育学研究室
- 吉田晶・大山喬平2011「対談吉田晶+大山喬平 歴史学は地域とどう向き合うか」『LINK』Vol.3 神戸大学大学院人文学研究科地域連携センター